無実の人を早期に救済する真の再審法改正を求めるアピール（案）

私たちは、ノーモアえん罪！市民の力で、今こそ変えよう再審法をテーマに再審法改正をめざす市民の会結成７周年集会に２００名が参加した。

集会では、無実の人を早期に救済する真の再審法改正を求めて、再審法研究する刑事法学者やこの問題を取材しているジャーナリストを交えたパネルディスカッションや「袴田事件」の袴田ひで子さん、日野町事件の阪原弘次さんらの冤罪当事者の訴え、各界の代表者の発言を聞き、あらためて無実の人を早期に救済する真の再審法改正の必要性を学んだ。

５月 14 日、高市内閣は法務省の再審制度見直しにかかる刑事訴訟法改正案を閣議決定し、国会法案を上程した。一方、野党３党は超党派の「えん罪被害者のための再審法を早期に実現する議員連盟」（以下、超党派議連）がまとめた改正法案を国会に再提出した。

法務省案は与党・自民党内の審査において、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てをめぐり批判が相次ぎ、３度の修正を経てようやく了承されるという異例の展開をたどった。その背景には、袴田事件など相次ぐ冤罪事件の無罪判決を前にしても何ら反省せず、検察の権限温存を図る法務・検察への国民の強い批判があった。

閣議決定された法案では、最大の争点であった「再審開始決定に対する検察官の抗告禁止」が刑事訴訟法の本則に盛り込まれた。しかし、「十分な根拠がある場合」という例外規定が新たな〝抜け道〟となる危険性は拭えない。また証拠開示については、開示する範囲が「再審請求の理由と関連する証拠」に限定されたうえ、必要性・相当性の要件も課されており、現状より後退する恐れがある。さらに新設された「目的外使用禁止」規定により、袴田事件で開示されたカラー写真のネガが支援運動の原動力となったような活動が、今後は困難になる懸念がある。

一方、超党派議連案では、証拠開示の制限はなく、請求人・弁護人への開示に加え警察の捜査目録も対象となっている。検察官による不服申し立ては全面禁止であり、審判手続き（スクリーニング＝選別）の新設や目的外使用禁止規定もない。

どちらの法案がえん罪被害者の早期救済に資するかは明らかである。舞台はいよいよ国会審議へと移った。唯一の立法機関たる国会議員は、その矜持をもって十分な審議を尽くし、無実の人々を早期に救済する再審法改正を実現すべきである。

本集会に参加した私たちは、真の再審法改正と刑事司法制度の改革に向け、一層力を尽くすことを決意する。

2026 年５月 20 日

ノーモア冤罪！市民の力で、今こそ変えよう

再審法 再審法改正をめざす市民の会 結成７周年記念集会参加者一同